

非 営 利 会 計 委 員 会

医療法人財務分析に関する報告書

医療法人財務分析
に関する報告書

平成 23 年 3 月 28 日

日本公認会計士協会近畿会
非営利会計委員会医療法人小委員会

まえがき

日本公認会計士協会近畿会では、非営利会計委員会の中に公益法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人の4つの委員会、学校・CSR委員会に学校小委員会があり、各委員会ともそれぞれの非営利法人に関連する活動を活発に行っています。

我が国の医療法人の数は、平成22年3月末現在、社会医療法人85法人、特別医療法人54法人、特定医療法人382法人、一般の医療法人45,468法人の計45,989法人であり、そのうち大阪府の医療法人は社会医療法人11法人、特別医療法人3法人、特定医療法人16法人、一般の医療法人3,413法人の計3,443法人となっています。当医療法人小委員会では、平成19年度の医療法人制度改革で医療法人の決算書が公開されたことを機に、大阪府の医療法人の財務分析を実施しました。本報告が今後の医療法人会計の検討に当たって参考になれば幸いです。

日本公認会計士協会近畿会
非営利会計委員会 医療法人小委員会

日本公認会計士協会近畿会

副会長	蔵口康裕
非営利会計委員会委員長	野邊義郎
非営利会計委員会医療法人小委員会委員長	大西正祐
非営利会計委員会医療法人小委員会委員	本井啓治
同	澤田義美
同	本川清子
同	吉田豊道
同	河野 研
同	藤田恵介
同	金 一壽
同	柴 芳浩
同	秋田英策

1. 財務分析実施の趣旨

平成 19 年度の医療法人制度改革において、社会医療法人、基金拠出型医療法人等の新しい制度が制定された。また、この改正により平成 19 年 4 月 1 日以降開始された事業年度の医療法人の事業報告書等を都道府県知事が閲覧に供することとなった(医療法第 52 条第 2 項)。これにより、広く利害関係者が医療法人の財務諸表を参照できるようになった。それまでは、債権者のみが医療法人に直接閲覧を求めることができていた。

日本公認会計士協会近畿会は、医療法人のディスクロージャー制度が適切に発展し、ひいては日本の医療の発展につながることを希望する。これらのことを念頭に置き、このたび広く閲覧に供されるようになった財務諸表について分析を行うこととした。

2. 財務分析実施の方法

(1) 対象医療法人の選定

分析対象とする医療法人は大阪府下の医療法人から選定する。最も公的な性質の強い社会医療法人、従来より救急医療等の条件により軽減税率が適用されていた特定医療法人、通常の医療法人の別に対象医療法人の選定を行う。

① 社会医療法人

社会医療法人は平成 19 年度の医療法改正により制度化された新しい医療法人の形態である。医療法人ではあるものの公的な医療の実施が求められる。それに対し医療を実施することに関しては法人税が無税化される。現在進められている公益認定を受けた公益法人に通ずる制度である。具体的には以下のような条件を満たす必要がある。

(ア) 公的医療を行うことが義務付けられ、厚生労働省によりその基準が定められている。

- 救急医療
- 周産期医療
- へき地医療
- 災害医療

(イ) 役員と同族者の割合は 3 分の 1 以下

社会医療法人の認可を受けると以下のような特徴がある。

(ア) 医療本体の法人税等は無税。

(イ) 収益事業・福祉事業を行える範囲が広がる。

(ウ) 公募債の発行による資金調達が認められる。公募債を発行した場合には公認会計士等による財務諸表監査が必要。

(エ) 公募債の発行条件が金融商品取引法に該当する場合は社会医療法人会計準則に従った開示が必要。

(オ) 自己資本比率の規制(20%以上)は受けない。

社会医療法人は、大阪府下で 11 法人が認定されている(平成 22 年 12 月末現在)。平成 22 年 3 月期はこの 11 法人を対象とする。なお、平成 21 年 3 月現在では 7 法人が社会医療法人の認定を受けていたため、平成 21 年 3 月期の財務諸表は 7 法人が対象となる。

<選定した社会医療法人>

平成 20 年度

	社会医療法人
1	愛仁会
2	協和会
3	真美会
4	生長会
5	栄公会
6	きっこう会
7	ペガサス

平成 21 年度

	社会医療法人
1	愛仁会
2	協和会
3	真美会
4	生長会
5	栄公会
6	きっこう会
7	ペガサス
8	若弘会
9	大道会
10	弘道会
11	景岳会

① 特定医療法人

特定医療法人は租税特別措置法に基づいて認可される医療法人である。その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受けたものである。特定医療法人として承認された場合は、法人税において 22% (通常は 30%) の軽減税率が適用される (なお、平成 23 年度税制改正により、法人税は 19% (通常は 25.5%) となる見込みである)。

認可を受けるためには、以下のような主な基準を満たす必要がある。

(ア) 理事・監事・評議員その他役員等のそれぞれに占める親族等の割合がいずれも 3 分の 1 以下であること。

(イ) 寄付行為・定款に、解散に際して残余財産が国、地方公共団体又は他の医療法人 (財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る) に帰属する旨の定めがあること。

(ウ) 40床以上（専ら皮膚泌尿器、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあつては、30床以上）

(エ) 救急告示病院

(オ) 各医療機関ごとに、特別の療養環境に係る病床（差額ベッド）数が当該医療施設の有する病床数が100分の30以下であること。

(カ) 役職員一人につき年間の給与総額が、36百万円を超えないこと。

大阪府下の特定医療法人のうち、以下のものを選定した。

<選定した特定医療法人>

平成20年度

	特定医療法人
1	若弘会
2	渡辺医学会
3	社団有隣会
4	大道会
5	彰療会
6	越宗会
7	景岳会
8	仁真会
9	頌徳会
10	有恵会
11	三和会

平成21年度

	特定医療法人
1	渡辺医学会
2	社団有隣会
3	彰療会
4	越宗会
5	仁真会
6	頌徳会
7	有恵会
8	三和会
9	新仁会

：

② 医療法人

民間の医療機関の場合、医療法人もしくは個人による開設を行うこととなる。医師が個人で開業を行った場合、その規模の拡大に伴って、医療法人化するということが多い。特に昭和60年にそれまで「医師若しくは歯科医師が常時3人以上勤務」という条件が緩和され、「医師若しくは歯科医師が常時1人又は2人勤務」でもよい、いわゆる一人医師医療法人が認められて以降その数が大きく増加した。

従来より医療法人は非営利が原則であり、配当は禁止されていた。しかし、出資者の残余財産の帰属は認められていたため、持分は存在し、相続財産の対象ともなっていた。しかし、平成19年度の医療法改正により、従来認められていた持分のある医療法人の設立が認められなくなった。これに代わり、基金拠出型医療法人の制度が導入された。これは、平成19年度の医療法改正の趣旨に非営利性の徹底というものがあ、医療の永続性を保つため、医療法人が解散した場合の残余財産は国または地方公共団体等に帰属することとなった。

このように、新しく導入された基金拠出型の医療法人の選定を志向したが、いまだ

基金拠出型医療法人が少ないためか一定規模以上の医療法人には該当がなく、選定できなかった。そこで、従来型である持ち分のある医療法人のうち、大阪府下の 300 床以上の規模のものから任意に選定を行った。

<選定した医療法人>

平成 20 年度

	医療法人
1	和敬会
2	一祐会
3	野上病院
4	行岡医学研究会
5	明生会
6	春秋会
7	寿会
8	弘道会
9	橘会
10	寺西報恩会
11	ダイワ会
12	清恵会
13	三世会
14	信愛会
15	医真会
16	宝生会
17	徳洲会
18	医誠会
19	新仁会
20	友紘会

平成 21 年度

	医療法人
1	和敬会
2	一祐会
3	野上病院
4	行岡医学研究会
5	明生会
6	春秋会
7	寿会
8	橘会
9	寺西報恩会
10	ダイワ会
11	清恵会
12	三世会
13	信愛会
14	医真会
15	宝生会
16	徳洲会
17	医誠会
18	友紘会

(2) 医療法人決算書の入手

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課にて、情報公開請求を行いコピーの入手を行った。

(3) 財務分析の実施

財務諸表数値は「附表」参照

(4) 分析結果の検討

医療法人の形態別の分析結果にどのような傾向があるか検討を行った。

3. 分析内容

(1) 医療法人形態別財務指標

平成 20 年度

医療法人の種類	社会医療法人 平均	特定医療法人 平均	医療法人 平均
収益性分析			
本来業務損益率(*1)	6.9%	1.4%	1.5%
事業利益率(*2)	6.0%	0.8%	1.4%
経常収益対経常利益率(*3)	7.5%	1.6%	0.7%
経常収益対支払利息率	0.9%	0.7%	1.5%
総資本経常利益率	3.3%	1.0%	1.7%
総資本回転率(回転)	0.72	0.9	1.21
事業未収金回転期間(月)	3.3	2.0	1.9
棚卸資産回転期間(月)	0.1	0.1	0.1
機能性分析			
1病床当たり総資産(千円)	24,363	27,560	15,363
1病床当たり固定資産(千円)	16,477	18,513	10,808
安全性分析			
自己資本比率	52.5%	56.4%	25.2%
固定長期適合率	79.2%	76.7%	82.5%
流動比率	347.4%	460.7%	281.8%
医業収益対借入比率(*4)	78.1%	37.7%	56.4%

平成 21 年度

医療法人の種類	社会医療法人 平均	特定医療法人 平均	医療法人 平均
収益性分析			
本来業務損益率(*1)	4.4%	5.3%	2.4%
事業利益率(*2)	4.2%	4.8%	2.3%
経常収益対経常利益率(*3)	4.5%	5.7%	1.8%
経常収益対支払利息率	1.2%	0.7%	1.2%
総資本経常利益率	2.9%	4.0%	2.5%
総資本回転率(回転)	0.79	1.02	1.30
事業未収金回転期間(月)	2.4	2.0	1.8
棚卸資産回転期間(月)	0.1	0.1	0.1
機能性分析			
1病床当たり総資産(千円)	24,313	29,468	15,421
1病床当たり固定資産(千円)	17,590	19,185	10,401
安全性分析			
自己資本比率	44.2%	57.7%	26.0%
固定長期適合率	86.0%	72.5%	79.9%
流動比率	284.3%	526.3%	256.3%
医業収益対借入比率(*4)	71.8%	34.8%	51.6%

(*1) 本来業務損益率＝本来業務損益／本来業務事業収益

(*2) 事業利益＝医業収益－医業費用

医業収益＝本来業務＋附帯業務＋収益業務

(*3) 経常収益＝医業収益＋医業外収益

(*4) 医業収益対借入比率＝借入金残高／医業収益

法人形態別の財務指標の平均値を比較したところ、下記のような結果となった。

① 収益性分析

- 平成 20 年度は、本来業務損益率、事業利益率（事業利益／医業収益）は、社会医療法人が特定医療法人、医療法人と比較して、高い収益性を上げている。平成 21 年度は特定医療法人が最も高い収益性となっている。

これは医療法人形態の異動に主な原因がある。社会医療法人として新たに認定された 4 法人のうち 3 法人は平成 21 年度の当期純利益は赤字であった。そのため、社会医療法人の収益性に関する指標は悪化したが、他の医療法人の収益性に関する指標は好転した。

- 経常収益対支払利息率では、平成 20 年度は社会医療法人、特定医療法人が 1%を切っているのに対し、医療法人は 1.3%と支払利息の割合が高めである。しかし、平成 21 年度になると社会医療法人は 1.2%となり平成 20 年度の 1.3 倍となっている。

- ・ 事業未収金回転期間分析では、平成 20 年度は、特定医療法人、医療法人が約 2 ヶ月であるのに対し、社会医療法人は 3.3 ヶ月とやや長めになっている。平成 21 年度は 2.4 カ月と平成 20 年度に比べかなり短くなっているものの、医療保険が通常患者負担分を除いて 2 ヶ月後に入金されることから考えるとやはり通常よりも長すぎるのではないかと考えられる。これについては、(2) 各種財務指標の状況において詳述する。

② 機能性分析

- ・ 特定医療法人が 1 病床あたりの総資産、固定資産ともに一番大きくなっており、1 病床あたりの設備投資額が大きいことが分かる。

③ 安全性分析

- ・ 自己資本比率は、平成 20 年度は社会医療法人、特定医療法人が 50%を超えているのに対して、医療法人は 25%となっている。平成 21 年度は社会医療法人が 44%となり数値が小さくなっているものの、医療法人の自己資本が社会・特定医療法人に比して小さいことが分かる。
- ・ 流動比率は、いずれの法人形態も 200%を超えており、短期支払能力としては問題ないと思われる。

医療法人の形態別に経営分析数値を比較したが、平成 20 年度と 21 年度において数値に変化があった。これは、平成 20 年度から 21 年度にかけて社会医療法人に移行した法人のうち、3 法人は最近建物を建替えもしくは新設しており、また 1 法人は現在建て替えを進めているところであった。病院の場合、診療報酬は同医療行為に対して一定であり、大きな設備投資を行った際には損益が一時的に悪化することが多い。この影響が大きく出ているものと考えられる。

なお、社会医療法人の認定には、特に損益については基準とされず、公的な医療が十分に行えているかが判定の基準となる。

(2) 各種財務指標の状況

① 事業利益率

平成 20 年度

	平均値	最大値	最小値
上位5法人	12.3%	15.8%	10.2%
下位5法人	-5.2%	-4.4%	-6.0%

平成 21 年度

	平均値	最大値	最小値
上位5法人	12.1%	15.3%	8.2%
下位5法人	-1.9%	-0.3%	-3.9%

事業利益率は法人経営の根幹をなすものであり、ある程度のプラスが経営のためには必要である。ただ一時的にはマイナスとなる可能性があり、その要因によっては特に問題がないものもあると考えられる。平成20年度の下位5法人の中には近年病院の建物を建替えを行った3法人および現在建替え途上にある1法人が含まれているため、一時的に償却費等の費用が多くなり損益が悪化している可能性がある。

① 事業未収金回転期間(月)

平成20年度

	平均値	最大値	最小値
上位5法人	1.5	1.7	1.2
下位5法人	4.2	7.1	2.2

平成21年度

	平均値	最大値	最小値
上位5法人	1.3	1.5	0.9
下位5法人	3.3	7.6	2.1

未収金の回転期間は、保険診療を行っている医療機関の場合ある程度の範囲に収まると考えられる。保険医療を行っている場合には、未収金は医療保険に対する未収金と患者負担分の未収金に分類される。医療保険に対する未収金は通常診療2ヶ月後には現金化されるため、保険からの未収金は通常1.4から1.9カ月程度になる。患者負担分の未収金は本来窓口において現金回収されるものであるため、あまり多額にはならない。

しかし、上記の下位5法人には、平成20年度は7.0および7.1カ月、また平成21年度は7.6カ月と7.0カ月以上の回転期間となっている法人が3法人あったため、平均値も標準値を大きく上回っている。この3法人はともにその年度に社会医療法人化している。2年間の損益計算書を比較すると、社会医療法人化した年度の収益・費用はともに、それ以外の年度の約4分の1になっていた。これは社会医療法人の認定が12月にあり、1月より医療本体が無税となるため、年度初めから12月までで税務上はいったん決算を行い、翌年1月から新たに年度が始まり3カ月決算を組む処理を行っている。上記3法人は、この税務上の3カ月決算分についてのみ決算報告を行っていたため、回転期間が約4倍になったことが異常値の出ている原因であった。ただし、社会医療法人化した法人についても、社会医療法人化前の9カ月と社会医療法人化後の3カ月を合算して1年間で決算報告している法人もあった。

このように、公表されている財務諸表が、異なる基準により開示されると、その情報の

読み手は誤解する可能性がある。社会医療法人化前とその後を合算するもしくは別々にでもかまわないが、他の医療法人と比較可能な状況において決算報告するように改善すべきである。

② 医業収益対借入比率

平成 20 年度

	平均値	最大値	最小値
上位5法人	1.9%	5.6%	0.0%
下位5法人	133.2%	235.2%	95.6%

平成 21 年度

	平均値	最大値	最小値
上位5法人	1.9%	6.6%	0.0%
下位5法人	136.2%	284.6%	86.5%

医療法人は、病棟・中央診療棟等の建物、高額医療機器といった設備を備えるなど設備投資を行う際には、多額の借入を行うケースがある。しかし、医業収益対借入比率が 100% を大きく超える場合には、返済負担が大きくなり経営に悪影響を及ぼす場合がある。

しかし、この指標についても、②事業未収金回転期間と同様に、損益計算書と貸借対照表の両者の数値を使用する指標である。そのため、異常値が算出されている場合がある。異常値を除くと下位 5 法人の平成 20 年度は最大値が 120.0%、平成 21 年度の最大値が 108.8%となり、年間収益を大きく超える法人はないことになる。これも 3 カ月決算が公表されていることの弊害であり、改善が求められる。

③ 総資本経常利益率

平成 20 年度

	平均値	最大値	最小値
上位5法人	11.2%	12.8%	9.7%
下位5法人	-5.0%	-3.6%	-7.9%

平成 21 年度

	平均値	最大値	最小値
上位5法人	11.1%	13.1%	8.0%
下位5法人	-2.4%	-0.1%	-3.9%

総資本経常利益率は事業利益率と似通った順位となっている。事業規模を示す医業収益と総資本の金額はほぼ比例しているということがうかがえる。

これも上記 2 指標と同じように利益金額が約 4 分の 1 になっており異常値が算出されているが、あまり目立った異常値とはなっていない。

④ 自己資本比率

平成 20 年度

	平均値	最大値	最小値
上位5法人	85.6%	91.4%	81.3%
下位5法人	-0.6%	4.8%	-6.9%

平成 21 年度

	平均値	最大値	最小値
上位5法人	83.4%	90.5%	79.5%
下位5法人	1.4%	5.7%	-5.4%

自己資本比率がマイナスである場合には、いわゆる債務超過の状況である。債務超過となっても、病院は認可事業であり、地域住民の医療需要に応えられるよう倒産を回避するため金融機関が貸し付けを続ける例が多いといわれている。しかし、経営改善の兆候が見られない場合には、理事・社員の交代等が避けられない状況といえる。

4. 課題

医療法人の財務諸表を分析した結果は上記のとおりであるが、この分析を通じて、当委員会としては以下のような課題があると認識している。

① 公表財務諸表の様式

今回分析を行った財務諸表は、平成 19 年 3 月 30 日の医政指発第 0330003 号「医療法人における事業報告書等の様式について」に基づいて作成されているものである。当様式は、貸借対照表については、ほぼ現在の企業会計の基準に等しいものとなっている。しかし、損益計算書については、大区分として「事業損益」、「事業外収益・費用」「特別利益・損失」の区分があるが、事業損益は「本来業務事業損益」「附帯業務事業損益」「収益業務事業損益」の区分があるのみであり、「本来業務事業損益」の内訳も、「事業収益」「事業費用（事業費、本部費）」のみである。通常病院の決算書に表示される、医業収益の内訳である「入院収益、外来収益、室料差額収益」等の区分がなく、医業費用も「材料費」「給与費」「減価償却費」等の区分がない。平成 16 年に公表された病院会計準則にはこのような区分があったが、今回の様式には採用されていない。財務諸表の利用者が病院の経営状況を判断する場合、現在の様式の財務諸表では十分な判断が行えない可能性が高い。財務諸表の様式については、「病院会計準則」が病院の実態に即してその様式を指定しているため、それに準じたものが望ましいと考えられる。

② 財務諸表の適正性

今回分析対象とした財務諸表については監事の監査報告書の添付が義務付けられた。しかし、医療法人の監事は特に会計の知識があるものが就任するとは限らずその機能には限界があると考えられる。また財務諸表の提出先である都道府県においても、提出財務諸表について形式的なチェックは行うが、内容について特に審査を行っているわけではない。したがって、財務諸表の適正性については十分ではない可能性がある。たとえば、賞与引当金と退職給付引当金の計上状況は以下のようになっていた。

	病院数	
	計上有	計上無
賞与引当金	6	27
退職給付引当金	10	23

引当金計上が不要な法人がこれほど多数に上るのかどうかは疑問である。このように、財務諸表の適正性については今後十分担保されるように制度を整備する必要があると考えられる。

また、前章で記載したように、社会医療法人化した医療法人の決算書は3ヶ月間のみの数値が公表されているものがあつた。これについては提出時にチェックを行えば回避できるものであり、すぐに改善を行うべき事項である。

③ 医療法人会計基準の必要性

今回調査対象とした財務諸表は「医療法人における事業報告書等の様式について」に指定された様式に基づいたものが多くを占めていた。しかし、医療法人の財務諸表を作成する基礎となる会計基準については現在定められたものはない。平成16年には病院会計準則が定められているが、当準則は病院施設に限定されたものである。現在の医療法人は介護施設等も運営していることが多いため、法人全体の会計基準を定めたものが必要となるが、それがいない状態である。財務諸表の様式はあるもののその作成基準となる医療法人全体の会計基準がない状態では、その財務諸表が適正に作成されているかの判断のよりどころもないこととなる。したがって、医療法人全体に適用される医療法人会計基準の制定が求められる。

5. 最後に

このたびは日本公認会計士協会近畿会の研究活動として医療法人の財務分析を行った。

医療分野はディスクロージャーという点では非常に遅れている分野と言わざるを得ない。公的病院は、独立行政法人や自治体病院が財務情報を公開していたが、医療法人は平成 19 年における医療法改正までは、財務情報が全く公表されていなかった。今回の財務諸表の公表は画期的なことである。

しかしせっかく財務諸表という重要な情報が公表されたとしても、その信頼性がなければその効果は得られない。医療法人も事業会社と同様に、借入先、薬剤・診療材料の仕入先、医療機器等の設備の購入先等の多くの利害関係者が存在する。今後さらに財務諸表の信頼性を向上させることにより、利害関係者との取引の活性化、医療法人の経営の健全化を図ることができるのではないかと考える。

以 上

「附表」

平成20年度 医療法人主要財務数値							単位：百万円
医療法人名	医療法人の種類	総資産	固定資産	負債	純資産	医業収益	事業利益
生長会	社会医療法人	25,327	20,142	14,341	10,986	24,988	△ 245
愛仁会	社会医療法人	36,835	24,628	6,081	30,754	23,785	2,423
きっこう会	社会医療法人	11,411	8,368	4,264	7,148	11,261	505
ペガサス	社会医療法人	6,220	4,504	4,391	1,829	8,184	178
協和会	社会医療法人	7,914	5,338	6,099	1,815	5,923	△ 86
栄公会	社会医療法人	3,868	2,120	1,690	2,178	615	74
真美会	社会医療法人	1,684	1,239	516	1,167	377	60
大道会	特定医療法人	14,889	11,454	9,732	5,157	10,120	△ 536
若弘会	特定医療法人	9,159	6,649	7,711	1,448	9,147	△ 537
景岳会	特定医療法人	8,876	5,986	1,993	6,882	5,494	△ 327
渡辺医学会	特定医療法人	2,890	1,533	1,725	1,165	5,319	95
仁真会	特定医療法人	6,699	3,903	1,741	4,959	4,863	173
三和会	特定医療法人	7,035	4,357	684	6,351	4,794	211
有恵会	特定医療法人	3,286	1,227	1,583	1,702	4,791	34
社団有隣会	特定医療法人	2,832	1,830	245	2,587	3,660	△ 33
頌徳会	特定医療法人	3,584	2,795	1,768	1,815	3,466	400
彰療会	特定医療法人	3,947	3,053	1,139	2,808	2,002	△ 46
越宗会	特定医療法人	1,364	1,020	1,057	307	866	66
徳洲会	医療法人	159,084	115,312	123,111	35,973	149,730	5,213
医誠会	医療法人	17,773	13,052	14,883	2,890	21,174	190
信愛会	医療法人	13,164	9,121	13,012	153	12,570	65
宝生会	医療法人	10,223	6,757	9,517	706	11,832	173
弘道会	医療法人	11,470	9,696	9,384	2,087	9,141	△ 9
清恵会	医療法人	7,431	5,459	7,168	263	8,611	7
医真会	医療法人	4,898	2,811	4,583	315	8,507	92
橘会	医療法人	7,756	6,013	7,385	371	8,102	32
寿会	医療法人	6,650	5,126	2,852	3,798	7,963	43
春秋会	医療法人	9,176	7,105	9,812	△ 636	7,131	△ 315
友紘会	医療法人	9,080	6,852	6,862	2,218	6,688	77
三世会	医療法人	2,826	1,239	2,983	△ 158	4,993	△ 224
明生会	医療法人	5,673	4,231	4,366	1,306	4,659	209
行岡医学研究会	医療法人	4,398	2,769	3,650	749	4,256	427
ダイワ会	医療法人	3,956	2,773	2,722	1,234	4,113	17
新仁会	医療法人	4,524	2,848	2,633	1,891	3,938	470
寺西報恩会	医療法人	3,494	2,701	637	2,857	3,360	△ 144
野上病院	医療法人	657	91	412	245	2,735	84
一祐会	医療法人	3,610	2,264	677	2,934	2,655	△ 4
和敬会	医療法人	1,657	1,090	974	683	1,835	28

平成21年度 医療法人主要財務数値							単位：百万円
医療法人名	医療法人の種類	総資産	固定資産	負債	純資産	医業収益	事業利益
生長会	社会医療法人	25,671	19,868	13,993	11,678	25,433	△ 94
愛仁会	社会医療法人	39,602	24,250	5,949	33,654	23,754	2,236
きっこう会	社会医療法人	14,317	10,539	6,550	7,766	11,523	459
ペガサス	社会医療法人	6,914	4,776	4,931	1,982	7,973	115
協和会	社会医療法人	8,169	5,546	6,324	1,846	6,265	139
栄公会	社会医療法人	4,086	3,137	2,428	1,657	2,286	161
真美会	社会医療法人	1,844	1,242	374	1,470	1,570	242
大道会	社会医療法人	13,571	10,597	9,063	4,508	10,505	54
若弘会	社会医療法人	9,067	6,672	8,056	1,011	8,861	△ 358
景岳会	社会医療法人	9,764	6,790	3,281	6,483	6,061	209
渡辺医学会	特定医療法人	3,051	1,656	1,751	1,300	5,358	58
仁真会	特定医療法人	6,780	4,057	1,738	5,041	5,035	149
三和会	特定医療法人	7,209	4,182	681	6,529	4,881	204
有恵会	特定医療法人	3,619	1,319	1,639	1,980	4,863	124
社団有隣会	特定医療法人	2,819	1,807	267	2,552	3,740	△ 95
頌徳会	特定医療法人	4,094	3,151	1,933	2,160	3,534	533
彰療会	特定医療法人	3,795	3,043	984	2,812	2,116	△ 48
越宗会	特定医療法人	1,364	959	1,001	363	893	73
徳洲会	医療法人	165,246	116,727	126,322	38,923	155,539	7,760
医誠会	医療法人	16,683	12,608	13,279	3,403	22,924	1,763
信愛会	医療法人	13,803	9,499	13,599	204	11,808	159
宝生会	医療法人	10,163	6,307	9,582	582	11,940	35
弘道会	社会医療法人	11,157	9,207	9,025	2,132	2,570	202
清恵会	医療法人	7,187	5,182	6,891	296	8,214	155
医真会	医療法人	5,071	2,783	4,678	393	8,272	92
橘会	医療法人	7,641	5,865	7,184	457	8,286	253
寿会	医療法人	6,383	4,814	2,443	3,923	8,023	86
春秋会	医療法人	9,533	7,176	10,051	△ 518	7,743	261
友紘会	医療法人	9,023	6,611	6,757	2,266	7,035	40
三世会	医療法人	2,706	1,151	2,671	35	4,923	123
明生会	医療法人	5,914	4,190	4,553	1,361	4,681	205
行岡医学研究会	医療法人	4,372	2,710	3,498	873	4,280	140
ダイワ会	医療法人	3,718	2,607	2,455	1,264	4,260	68
新仁会	特定医療法人	4,856	2,534	2,608	2,249	3,828	529
寺西報恩会	医療法人	3,503	2,532	625	2,878	3,525	△ 3
野上病院	医療法人	579	81	375	204	2,579	△ 19
一祐会	医療法人	3,716	2,313	763	2,954	2,636	29
和敬会	医療法人	1,613	949	913	700	1,617	95